

A close-up photograph of a person's hands holding two bright yellow chrysanthemum flowers. The person is wearing a white long-sleeved shirt and a dark blue apron. The background is softly blurred, showing more of the person's torso and the flowers.

中間報告

平成21年度 厚生労働省社会福祉推進事業

「都道府県地域生活定着支援センター」の円滑な運営に関する実践的研究」

# 罪を犯した人達への 福祉サービス提供のあり方について

- 地域の中で包み込む -

増補改訂版

~ 2009(平成21)年12月版

社会福祉法人 南高愛隣会(コロニー雲仙)

## 目次

### 1. 罪を犯した障がい者・高齢者とは

罪を犯した障がい者の現状 .....	06
刑事司法の流れ .....	07
地域生活定着支援センターとの連携で安心感のある福祉サービスの提供ができます .....	09
<b>COLUMN</b> 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業 .....	11

### 2. 罪を犯した障がい者・高齢者の支援について～福祉施設で直接受け入れ～

罪を犯した障がい者・高齢者を受け入れるまでの支援の流れ .....	13
個人情報の管理について .....	15
仮出所・満期出所の支援体制の違い .....	16
<hr/>	
事例 ① Aさん 住宅街のケアホームで直接受け入れ.....	17
事例 ② Bさん はじめての矯正施設からの受け入れ.....	23
事例 ③ Cさん 仮出所による初の受け入れ 薬物中毒への対応.....	29
<hr/>	
まとめ 1 地域の中のグループホーム等でサービスを提供します.....	35
まとめ 2 仲間づくりと居場所づくり.....	36
まとめ 3 時間をかけたアセスメントが必要になります.....	37
まとめ 4 福祉以外の社会資源との連携.....	39

### 3. 罪を犯した障がい者・高齢者の支援について～更生保護施設「虹」での受け入れ～

更生保護施設「虹」の概要 .....	42
支援の実績 .....	42
支援の流れ .....	43
各機関との連携 .....	43
<hr/>	
事例 ④ Dさん 更生保護施設で受け入れ 日中は福祉を利用.....	45
<hr/>	
司法と福祉の更なる連携に向けて .....	51

後記として.....NPO 長崎県地域生活定着支援センター所長 酒井龍彦 52

#### 資料集

参考資料 フェイスシート（アセスメント） .....	54
参考資料 関連機関一覧 .....	63

# 罪を犯した障がい者・高齢者と聞いてどんな人を想像しますか？



さん

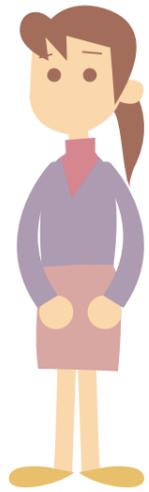
住居侵入・窃盗罪  
初犯  
懲役1年6か月



さん

詐欺罪  
前科4犯  
懲役1年6か月

彼らは...「モンスター」でも「恐れられる存在」でも「福祉」の支援さえあれば...犯罪に手を染める必要が



さん 30代、女性、IQ相当値：43、療育手帳：なし

『収入がほとんどなく、病弱な家族を抱えたまま生活は困窮。生活苦のため食料を盗んだ私』  
『自分の思いや要望をほとんどしゃべれず、不安が募ると涙が止まりませんでした...』

両親・5人兄弟の末っ子として生まれる。生活は非常に貧しかった。  
小学・中学校は地元の普通学級を卒業。  
しかし、**学業劣位で読書、計算も十分に出来ず、クラス不適應**であった。  
中学卒業後、他県へ集団就職。しかし、**仕事はほとんど覚えられなかった**。  
1年後、母親の病気のため仕事を辞めて実家へ戻る。  
その後、病弱な母親と障がいのある兄と3人で生活。(父親：出稼ぎ 他の兄弟：他県で生活)

生活  
犯罪歴

20歳の時、**父親が病死**。  
清掃業、レジ係等のアルバイトをするも、仕事が覚えられなかったために**すぐに解雇となり、定職には就けなかった**。  
**母親と兄を支えるため、農業を手伝い、なんとか小遣い程度の収入を得て生活していた**。

**弱者(障がい者)を食いものに...**

しかし、ある日...手伝い先で強姦に遭う。  
家族の誰にも打ち明けられず時間だけが過ぎ...**心には大きな傷が**。  
その後も生活は何一つ変わらないまま...雨漏りが激しくするような家屋で、**三人で身を寄せるように生活していた**。  
**そんな状態から逃れるように...**  
近隣の住宅に侵入しては、食料品等の窃盗を繰り返すようになり逮捕・受刑(初犯)となる。

本人には知的障がいがあったにもかかわらず、**これまで福祉的介入はまったくなかった**。  
また、本人だけではなく家族性の障がいも疑われ、ある種**地域社会から孤立した状態で一家は生活していた**。  
本人の性格は、引っ込み思案で自分の思いや要望についてほとんどしゃべることが出来ず、不安が募ってくるといつもしくしくと泣き出していた。  
そのため、**福祉的介入のないままに本人が一般就労することなどは難しく...**  
稼働できない母親と兄との生活は**困窮を極めていた**。

ありません。  
なかった人達なのです。



さん 40代、男性、IQ相当値：69、身体障害者手帳：3級

『幼少期から繰り返された悲劇』  
『帰る場所や身寄りもなく、空腹に耐え切れず「無銭飲食(詐欺罪)」を繰り返した私』

両親・姉・妹のごく普通な家庭に生まれる。  
幼くして**母親が病死**。継母から**イジメ**に遭うようになる。  
小学校入学直後からイジメに遭う。  
継母・友人等の**イジメ**から逃れるように「問題行動(シンナー等)」が始まる。  
高校の時に**父親が病死**。さらに「問題行動」がエスカレート。

生活  
犯罪歴

**身内からの支援もあり更生へ**

高校卒業後、調理師見習いとして稼働。真面目に働き「調理師免許」も取得。  
21歳の時には結婚をし、生活は安定。初めて訪れた「幸福」な時間...

**しかし、悲劇は繰り返された...**

23歳：バイクに乗って**信号待ちのところを追突され、意識不明の重体**に。  
奇跡的に回復するも...**右上下肢機能障がい(身体障がい)**となる。  
リハビリに耐え、何とか職場復帰したものの身体的に持続困難で**すぐに解雇**。  
この間、妻とも**離婚**。  
なんとか単身生活をしていたものの...  
自らが置かれた境遇や身体的不遇感から生活は荒み、**暴飲等で事故の賠償金等や所持金を消費**。  
結果、**身寄りや住まいも無くし、自棄になって「無銭飲食」**で逮捕。  
裁判で執行猶予となるも...  
結局、**帰る場所や頼れる身寄りもいなかったため、再び「無銭飲食」**で逮捕・受刑。  
初犯服役後も**帰る場所や身寄りもいなかったため、放浪生活の末「無銭飲食」**で受刑。  
2犯服役後も**帰る場所や身寄りもいなかったため、受刑中に知り合った暴力団事務所**で生活。  
しかし、働いても働いてもお金を貰えず、事務所をすぐに飛び出す...しかし、**帰る場所や身寄りもいなかったため、放浪生活の末「無銭飲食」**で受刑。  
3犯服役後、今度こそはと再出発のために市役所へ生活保護の申請に行くも**「住居がないから」との理由で受理されず、再び行く当てもない放浪生活に...**  
すぐに所持金は尽き、空腹に耐えかね「無銭飲食」で今刑(4犯)となる。

矯正施設の中には...

私達「福祉」

このような「生きる力が弱い」人達がたくさんいます。

罪を償った後の人生は...

の力で支えていく必要があるのではないのでしょうか。

# 1

## 罪を犯した障がい者・高齢者とは

厚生労働科学研究によって矯正施設の中に福祉の支援を必要とする障がい者・高齢者の方がたくさんいることが分かってきました。出所後に福祉の支援がないことが、「下関駅放火事件」に象徴される、犯罪を繰り返す「累犯障害者」を生む原因となっています。

この章では実際の支援にあたって基礎知識となる、支援の対象者の範囲、罪を犯した障がい者・高齢者が置かれている背景、サポートを行う「地域生活定着支援センター」の役割について説明します。

### 下関駅放火事件

2006年1月山口県 JR 下関駅の木造駅舎など約3840平方メートルが全焼した。逮捕された78歳の男性は知的障がいがあり（療育手帳なし）放火罪で過去10回に渡って刑務所に服役していた。この日も数日前に刑務所を出所したばかりであり、「刑務所に帰らなかった」と動機を語った。



罪を犯した障がい者の現状 ..... 06

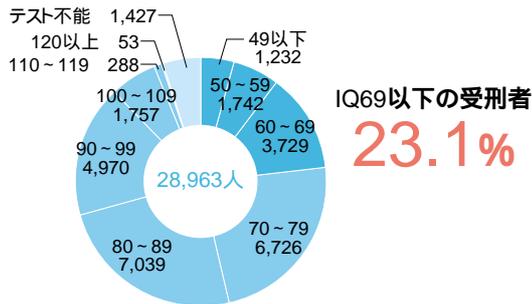
刑事司法の流れ ..... 07

地域生活定着支援センターとの連携で安心感のある福祉サービスの提供ができます ... 09

COLUMN 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業 ..... 11

# 罪を犯した障がい者の現状

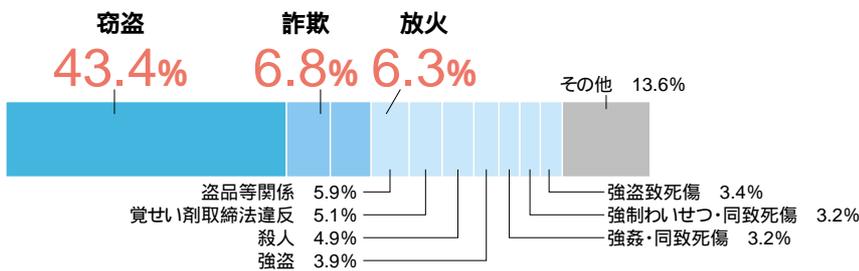
## 矯正施設のIQ69以下の受刑者数



知的障がいとされる「知能指数69以下」の新規受刑者は毎年全体の2割強を占めています。2008年は6,703人でした。(出典「矯正統計年報 2008年」法務省)

一方、全国15庁の刑務所を対象にした厚生労働科学研究の調査(2006年実施)によると、知的障がい者(疑いも含む)の受刑者410人の内、福祉へのパスポートともいえる療育手帳の所持者はわずか26人ととどまっています。

## 罪を犯した障がい者の罪名

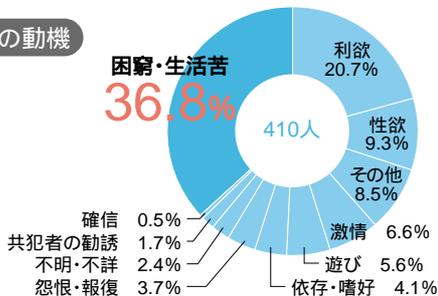


最も多い罪名は「窃盗」で43.4%。無銭飲食、無賃乗車等も含まれる「詐欺」が6.8%、「放火」が6.3%と続きます。凶悪犯罪と言われる「殺人」「強盗」は全体の8.8%です。

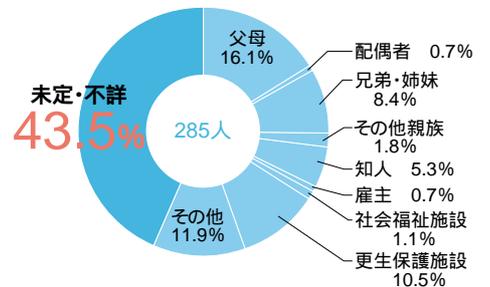
出典「プレス発表資料：刑事施設、少年院における知的障害者の実態調査について」法務省矯正局

## 犯罪の動機、前回出所時の帰住先

### 犯罪の動機



### 帰住先

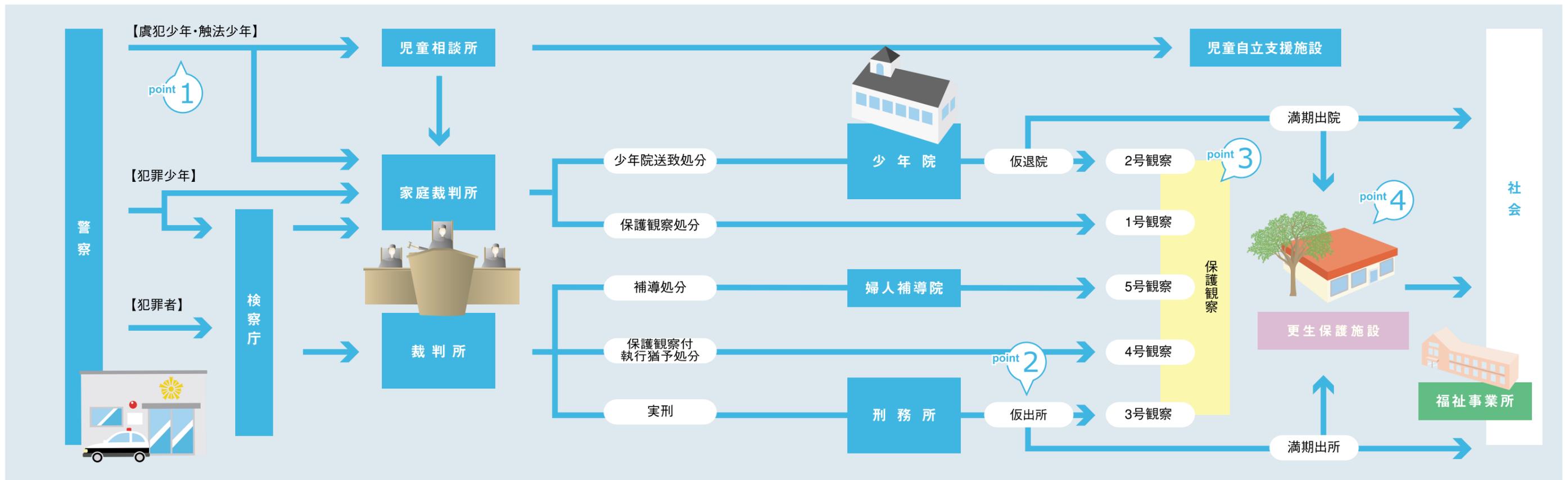


犯罪動機では「困窮・生活苦」が36.8%で最多。全体の7割を占める再犯者285人の内、約半数は帰住先がありません。新規受刑者と療育手帳所持者の差から明らかな通り、福祉の支援が受けられないが故に軽微な犯罪を繰り返す「負のスパイラル」に陥ってしまっています。前回の出所から1年未満に罪を犯した受刑者は60%でした。

出典「プレス発表資料：刑事施設、少年院における知的障害者の実態調査について」法務省矯正局

# 刑事司法の流れ

矯正施設(刑務所・少年院)では、社会の一員として立ち直るための更生改善指導が行われます。福祉施設で受け入れる対象者は、このような罪を償い指導が行われた受刑者が中心になります。



## point 1 非行少年の処遇と矯正

非行少年(20歳未満の男女)に対しては、少年が実際に犯した行動や被害の程度よりも、少年の置かれた状況や将来を考えて、処遇・矯正が行われるのが大きな特徴です。

非行少年は少年法に基づき司法機関で扱われる14歳以上20歳未満の刑罰法令違反者(犯罪少年)と、児童福祉法に基づき県や市の行政機関で扱われる14歳未満の違反者(触法少年)とに分かれます。

前者は家庭裁判所に送致後、一定期間の集中的な矯正教育が望ましいと審判を受けた場合に少年院へ送致されます。

また、不良行為やその虞のある児童及び、家庭環境などの理由により生活指導が必要な児童も「虞犯少年」として審判の対象としており、「児童自立支援施設」はこのような少年へ、必要な指導と自立を支援することを目的とした児童福祉施設です。全国に58施設あります。

## point 2 仮釈放制度

「仮釈放」(仮退院)とは、改善更生が期待できる受刑者を刑期満前に釈放し、円滑な社会復帰を促進することを目的とする制度です。

有期刑3分の1、無期懲役10年を経過していること、悔悟の情及び改善更生の意欲があること等と共に、身元引受人、帰住地があることが仮釈放の条件となっています。福祉の支援を必要とする者は、身元引受人がいないため満期出所になる者が多いことが特徴だと言えます。

保護観察制度等の司法の支援が可能な仮出所期間に、福祉の支援へつなげていくことが「累犯障害者」になることを防ぐ鍵となります。

## point 3 保護観察制度

号種	保護観察対象者	保護観察の期間
1号観察	家庭裁判所で保護観察に付された少年	20歳まで又は2年間
2号観察	少年院からの仮退院を許された少年	原則として20歳に達するまで
3号観察	刑事施設からの仮出所を許された人	残刑期間
4号観察	裁判所で刑の執行を猶予され保護観察に付された人	執行猶予の期間
5号観察	婦人補導院からの仮退院を許された人	補導処分の残期間

犯罪をした人又は非行のある少年に、通常の社会生活を営ませながら就職や定住を支援し、自立更生を促す制度です。国家公務員の保護観察官と地域ボランティアの保護司が連携し、月に2、3回面会して指導・助言します。保護観察に付された者は「一般遵守事項」及び「特別遵守事項」によって、帰住地の移動等に一定の制限が加えられます。

## point 4 更生保護施設

刑務所出所者や保護観察を受けている人等の内、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立更生することが困難な人に対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供したり、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行うなどして、円滑な社会復帰を手助けする施設です。全国に103施設あり、法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人や社会福祉法人等によって運営が認められています。(2009年10月現在)

# 地域生活定着支援センターとの連携で 安心感のある福祉サービスの提供ができます

**Q** どのような人を受け入れるのでしょうか？

**A** 基本的に「特別調整」の必要があると認められた出所者が対象となります。

矯正施設に収容されている者の中で、以下のすべての要件を満たした者が対象となります。

- 1 高齢（おおむね65歳以上をいう。以下同じ。）であり、又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があると認められること。
  - 2 釈放後の住居がないこと。
  - 3 高齢又は身体障害、知的障害若しくは精神障害により、釈放された後に健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること。
  - 4 円滑な社会復帰のために、特別調整の対象とすることが相当であると認められること。
  - 5 特別調整の対象となることを希望していること。
  - 6 特別調整を実施するために必要な範囲内で、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に、保護観察所の長が個人情報を提供することについて同意していること。
- （平成21年4月 法務省保釈第244号 法務省矯正局長・保護局長通達）

**Q** 罪を犯した障がい者・高齢者等は、障害者手帳や介護保険被保険者証等未取得している人が多いと聞きます。必要な福祉サービスの手続きは受け入れる事業所が行うのでしょうか？

**A** 必要な福祉サービスの申請・取得は、地域生活定着支援センターが行います。

2009年7月より、各都道府県で「地域生活定着支援センター」の設置が始まっています。（2009年12月31日現在 7か所）

同センターは、法務サイドと福祉サイドの間で、福祉の支援を必要とする受刑者に関する情報提供・連携がなかったことが「累犯障害者・高齢者」を生み出す一因になっていたという反省の上に立ち、司法と福祉とを「つなぐ」役割を担います。

具体的には、同センターが対象者との面談・アセスメントを行った上で、各種福祉サービスの申請・取得を可能な限り受刑中に整え、円滑に受け入れ先の事業所へ引き継ぐことを目的としています。

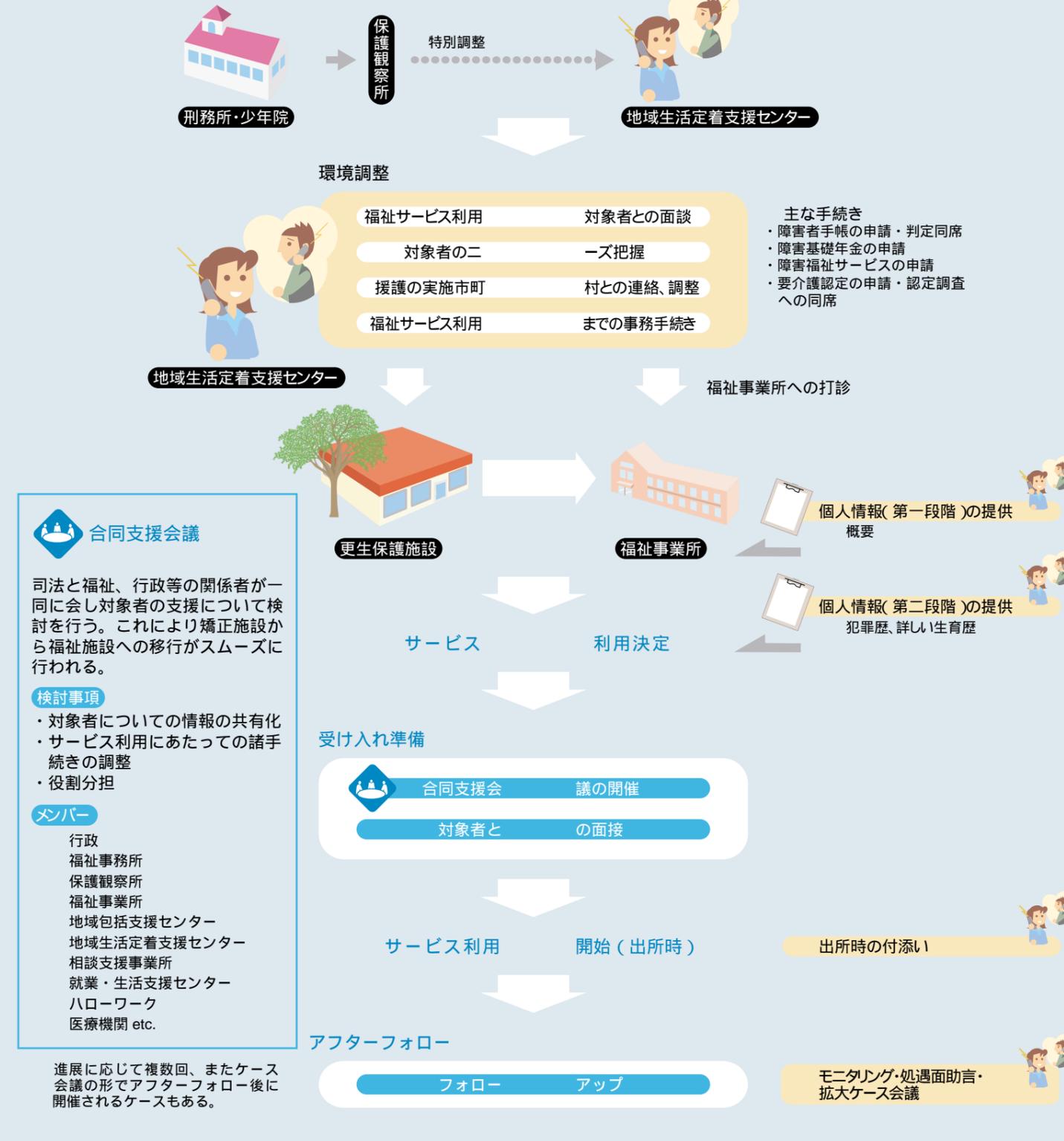
**Q** 受け入れる前に、矯正施設での本人と面談をする事は可能ですか？

**A** 可能です。

受け入れを検討している事業所にとって、事前に直接対象者と会い、会話を交わしたりする時間は、受け入れを判断する上で必要不可欠なプロセスだと思います。

矯正施設に入所中の面談については、矯正施設側と連携を図ることで、実施可能です。当然、矯正施設側との調整等は地域生活定着支援センターが担い、面談時の同行も行います。

## 対象者受け入れまでの流れ



また、福祉の支援を必要とする矯正施設出所者の多くが「出所後の行き先があるのか?」「そこはどんな所なのか?」と不安を抱えていますので、受刑中の面談は対象者・福祉事業所お互いにとってメリットがあるのではないのでしょうか。

**Q** 経済的保障がない方の所得保障はどうなるのでしょうか？

**A** 必要な手立てを地域生活定着支援センターが行います。

福祉の支援を必要とする矯正施設出所者の多くが、「所持金がない」「預金がない」「頼れる身寄りがいない」といった状態で支援が開始されますので、「所得保障」は必要不可欠な手立てです。

センターでは、可能な限り矯正施設入所中に所得保障と成り得る手立て(障害基礎年金、厚生年金等)の申請・照会等を矯正施設・保護観察所及び行政等と連携して行います。

また、年金による所得保障が難しい対象者には、矯正施設出所後、円滑に「生活保護」が受給できるよう、事前に行政との合同支援会議等を行うようにしています。

**Q** 具体的に受け入れを検討するために、詳しい個人情報を貰うことは可能ですか？

**A** 可能です。

福祉の支援を必要とする矯正施設出所者の支援にあたっては、事前に本人から「個人情報提供に関する同意書」を矯正施設側で取っていただいた上で、地域生活定着支援センターが福祉の手立ての調整を行っていますので、公的な機関や受け入れを検討している事業所等には「取扱注意」で、必要な個人情報(生活歴・犯罪歴等)を提供しています。

なお、決定した受け入れ先の事業所に対しては、「個人情報の取扱に関するガイドライン」を地域生活定着支援センターと締結していただき、個人情報の保護・管理に努めています。(詳しくはP15参照)

**Q** 罪を犯した障がい者・高齢者等の支援を行ったことがないため、受け入れた後のトラブル等が心配です。アフターフォローはあるのですか？

**A** 地域生活定着支援センターがしっかりフォローアップしていきます。

矯正施設を出所し、受け入れ先の事業所へ繋いだ後にも地域生活定着支援センターが一定期間継続してアフターフォローを行います。

具体的には「モニタリング(定期的な連絡・訪問)」「処遇面の助言」「拡大ケース会議(援護の実施市町村、関係機関)」等を行い、受け入れ先の事業者や援護の実施市町村及び関係機関等と一丸となり、対象者の安定した地域生活の実現を目指していきます。

# column 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業

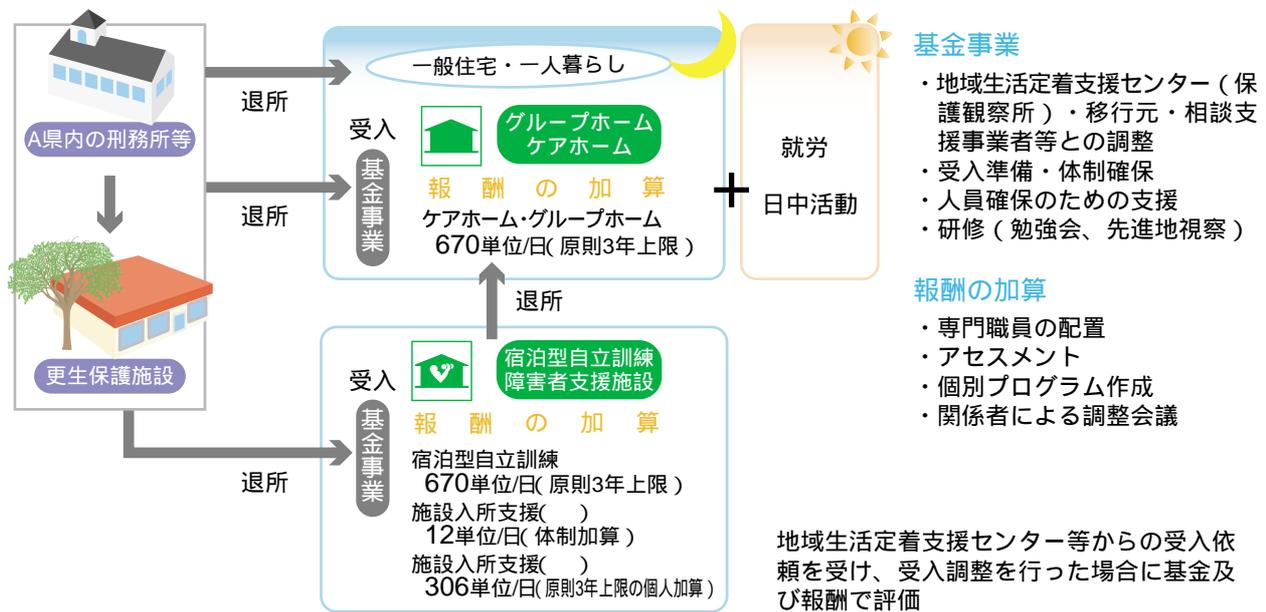
## 1 事業の目的

矯正施設等を退所した障害者については、社会生活を送る上で困難を抱えている者が多いにもかかわらず、退所後に地域社会に復帰するための福祉的な支援が不十分な状況である。

そのため、障害者支援施設等への受け入れを行う際の調整や施設における受け入れ体制の整備のための支援、さらに、施設を退所して地域生活へ移行する際の調整や事業者等に対する勉強会等の支援を行い、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行を促進する仕組みを構築することを目的とする。

## 2 事業の内容

- (1) 実施主体 都道府県
- (2) 事業の内容



- ① 矯正施設退所者等の障害者支援施設又は宿泊型自立訓練事業所における受け入れ支援
- ② ①での受け入れ後の訓練等終了後にケアホーム又はグループホームで受け入れるための支援

### 【主な事業内容】

- ・施設における求人や事前の体制づくりのための人員確保（当該利用者がケアホーム等の報酬（地域生活移行個別支援特別加算）の対象となる前の人件費を含む）のための支援
- ・先進地視察や勉強会等の開催の支援
- ・矯正施設等との調整
- ・退所後にアパート等での一人暮らしとなった場合における定着のための支援
- ・移行先のグループホーム事業者等が行う相談支援事業者や不動産業者等との調整の支援
- ・移行先のグループホーム事業者等が行う研修等の開催支援 等

地域生活定着支援センター（仮称）や保護観察所等の関係機関からの受入依頼を受け、受入調整を行った場合に対応

- (3) 補助単価 ①②ともに1件あたり1,000千円以内

## 3 補助割合 定額（10/10）

## 4 実施年度 平成21年度～23年度

## 5 事業担当課室・係 障害福祉課 地域移行支援係